

武蔵野学院大学 科研費等の使用・管理における行動規範

(目的)

第1条 本規範は武蔵野学院大学（以下、「本学」という。）において、科研費等の競争的資金による公的研究費（以下、「科研費等」と言う。）の使用や管理に際しての行動規範を定めたものである。

(使用・管理)

第2条 科研費等の使用・管理にあたって本学教職員は、以下の点を順守する。

1. 本学の科研費等に関する規程や文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」、その他の省庁が定める実施要項を十分に理解した上で使用する。
2. 科研費等の全部または一部が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、コンプライアンスを心掛け、不正使用を行わない。
3. 不正を行った場合は、本学並びに日本学術振興会など配分機関の処分を受けるとともに、法的責任を負うことを認識する。

(変更)

第3条 本規範は毎年度末にコンプライアンス推進責任者及び統括管理責任者が見直しをするものとする。

2. 変更すべき点が見られた場合は、統括管理責任者の責任において変更案を作成する。

(改正)

第4条 本規範の改正は、本学教授会の議を経て、本学学長が決定する。

(附則) 本規範は平成26年12月10日から施行する。